

第20回あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費検討専門委員会
ヒアリング資料

日本保健鍼灸マッサージ柔整協同組合連合
理事長 吉田 孝雄

今回のあん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費の改定について(案)の資料「あ-2 30.4.23」について意見を申し述べます。

1. 変形徒手矯正術について

- (1) 変形徒手矯正術は、当該施術を必要とする旨の医師の同意書により医療上1ヵ月を超えて行う必要がある場合は改めて同意書の添付を必要とする取扱になっているが、これを2ヵ月に改定が必要ではないでしょうか。
- (2) 変形徒手矯正術が、現行通りの場合、施術報告書の取扱はどのようになるのでしょうか。

2. 施術料よりも往療料が多くなっているという現状を見直すということであれば、往療料2,300円を超える技術料の引き上げが必要ではないでしょうか。

3. 施術報告書及び施術報告書交付料は、再同意に対して算定できるとされていますが、同意(初回)においても同意書交付依頼状等が必要であり、同様の取扱が必要と考えます。

以上

別紙

この度、求められたのは、あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費の改定についての意見のみでしたが、当会として、「あ-1 30.4.23」について意見を添付します。

○2. 医師の同意、再同意の(2) 同意を行う医師について、「同意・再同意を求める医師は、緊急その他やむを得ない場合を除き、当該疾病について現に診察を受けている主治の医師とする。」の、主治の医師とは同意書を発行するにあたって診察した医師の事を指す」とする解釈を何らかの形で保険者等関係各位へ周知して頂きたい。

○(3) 施術者による施術報告書の作成について、“努力義務”とあるが、施術報告書を添付しないがために、医師に同意書の発行を断られることがないように、医療機関等関係各位へ周知して頂きたい。

○別紙様式案に診断書が示されていないが、今後、提示されるのでしょうか。

日本保健鍼灸マッサージ柔整協同組合連合会
理事長 吉田 孝雄